

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年10月12日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100006 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100056 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間③から⑥までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

請求期間③から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間③から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間④から⑥までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄から第三欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間④から⑥までの標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
請求期間（支給日）	標準賞与額	標準賞与額
③ 平成 17 年 7 月（15 日）	23 万円	—
④ 平成 17 年 12 月（15 日）	23 万 9,000 円	24 万 5,000 円
⑤ 平成 18 年 7 月（15 日）	24 万 9,000 円	25 万 5,000 円
⑥ 平成 18 年 12 月（15 日）	24 万 8,000 円	26 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月  
② 平成 16 年 12 月  
③ 平成 17 年 7 月  
④ 平成 17 年 12 月  
⑤ 平成 18 年 7 月  
⑥ 平成 18 年 12 月

A 事業所に勤務していた当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間の賞与の記録がない。調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間③から⑥まで（次の表の第一欄に掲げる期間）については、A事業所が提出した平成17年及び平成18年の賃金台帳により、請求者は、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③から⑥までの標準賞与額については、前述の賞与に係る賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は請求者の賞与額から、第二欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

請求期間③から⑥までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
請求期間（支給日）	標準賞与額	標準賞与額
③ 平成17年7月（15日）	23万円	—
④ 平成17年12月（15日）	23万9,000円	24万5,000円
⑤ 平成18年7月（15日）	24万9,000円	25万5,000円
⑥ 平成18年12月（15日）	24万8,000円	26万円

また、請求期間③から⑥までに係る賞与の支給日については、前述の賞与に係る賃金台帳並びにA事業所の事務担当者の陳述及び賞与事案に係る先例の記録より、それぞれ15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③から⑥までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間③から⑥までの賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間③から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間④から⑥までについては、A事業所が提出した平成17年及び平成18年の賃金台帳により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を上回っていることから、当該期間の標準賞与額について、上記1の表の第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賞与に係る賃金台帳によると、請求者は、第三欄に掲げる訂正後の標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前の標準賞与額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

3 請求期間①及び②については、A事業所は平成16年の賃金台帳が見当たらない旨回答しており、請求者も請求期間①及び②に係る賞与明細書等を所持していないことから、請求期間①及び②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100007 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100057 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 50 年 7 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 7 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 50 年 7 月 31 日まで A 社 B 工場に勤務し、同年 8 月 1 日から C 社に異動したが、国の記録では 1 日の空白期間がある。途中で退職することなく継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録より、請求者は、請求期間においても A 社 B 工場に継続して勤務していたことがうかがえ、また、同社 B 工場の後継事業所である D 社の回答により、請求者は、昭和 50 年 8 月 1 日に A 社 B 工場から同社のグループ会社である C 社に異動し、A 社 B 工場において昭和 50 年 7 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できることから、昭和 50 年 7 月については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

また、昭和 50 年 7 月の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D 社は、昭和 50 年 7 月について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答及び陳述している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届 (資格喪失日) を社会保険事務所 (当時) に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 50 年 7 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100026 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100058 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間③から⑨までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

請求期間③から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間③から⑨までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間④から⑧までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄から第三欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間④から⑧までの標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
請求期間（支給日）	標準賞与額	標準賞与額
③ 平成 17 年 7 月（15 日）	20 万円	—
④ 平成 17 年 12 月（13 日）	21 万 5,000 円	22 万円
⑤ 平成 18 年 7 月（14 日）	23 万円	23 万 5,000 円
⑥ 平成 18 年 12 月（14 日）	22 万 4,000 円	23 万 5,000 円
⑦ 平成 19 年 7 月（10 日）	22 万 4,000 円	23 万 5,000 円
⑧ 平成 19 年 12 月（5 日）	21 万 9,000 円	23 万 5,000 円
⑨ 平成 20 年 7 月（14 日）	23 万 5,000 円	—

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月  
② 平成 16 年 12 月  
③ 平成 17 年 7 月  
④ 平成 17 年 12 月  
⑤ 平成 18 年 7 月  
⑥ 平成 18 年 12 月  
⑦ 平成 19 年 7 月

⑧ 平成 19 年 12 月

⑨ 平成 20 年 7 月

A事業所に勤務していた当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間の賞与の記録がない。調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間③から⑨まで（次の表の第一欄に掲げる期間）については、A事業所が提出した平成 17 年から平成 20 年までの賃金台帳により、請求者は、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与に係る賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は請求者の賞与額から、第二欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

請求期間③から⑨までの標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
請求期間（支給日）	標準賞与額	標準賞与額
③ 平成 17 年 7 月（15 日）	20 万円	—
④ 平成 17 年 12 月（13 日）	21 万 5,000 円	22 万円
⑤ 平成 18 年 7 月（14 日）	23 万円	23 万 5,000 円
⑥ 平成 18 年 12 月（14 日）	22 万 4,000 円	23 万 5,000 円
⑦ 平成 19 年 7 月（10 日）	22 万 4,000 円	23 万 5,000 円
⑧ 平成 19 年 12 月（5 日）	21 万 9,000 円	23 万 5,000 円
⑨ 平成 20 年 7 月（14 日）	23 万 5,000 円	—

また、請求期間③から⑨までに係る賞与の支給日については、請求者の賞与は口座振込であり、B銀行が提出した請求者の賞与に係るお取引明細の入金の日付より、それぞれ第一欄の支給日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③から⑨までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間③から⑨までの賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間③から⑨までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間④から⑧までについては、A事業所が提出した平成 17 年から平成 19 年までの賃金台帳により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を上回っていることから、当該期間の標準賞与額について、上記 1 の表の第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賞与に係る賃金台帳によると、請求者は、第三欄に掲げる訂正後の標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前の標準賞与額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金

保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間①及び②については、A事業所は平成 16 年の賃金台帳が見当たらない旨回答しており、請求者も請求期間①及び②に係る賞与明細書等を所持していないことから、請求期間①及び②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100089 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100059 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 3 月の標準賞与額 100 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 3 月 10 日

A 社より支給された賞与から厚生年金保険料を引かれていたが、会社の担当者が賞与支払届の提出を失念しており、賞与の記録がない。調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した請求期間に係る平成 30 年決算賞与及び平成 30 年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者は、平成 30 年 3 月 10 日に A 社から 100 万円の賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できることから、平成 30 年 3 月の標準賞与額（100 万円）については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

賞与の支給日については、前述の決算賞与及び源泉徴収簿では平成 30 年 3 月 10 日と記載されているが、請求者が提出した B 銀行の預金通帳では、同月 9 日に給与と併せて当該賞与が振り込まれていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 3 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。